



令和8年7月8日
報道発表資料

川崎市（環境局）

「京浜急行大師線連続立体交差事業 1期②区間鈴木町すり付け部に係る 条例環境影響評価審査書」を公告します

川崎市環境影響評価に関する条例に基づき、「京浜急行大師線連続立体交差事業 1期②区間鈴木町すり付け部に係る条例環境影響評価審査書」を次のとおり公告します。

1 指定開発行為の名称及び種類

名称：京浜急行大師線連続立体交差事業 1期②区間鈴木町すり付け部
種類：鉄道若しくは軌道の新設又は線路の改良（第3種行為）

2 指定開発行為者

名称：川崎市
代表者：川崎市長 福田 紀彦
所在地：川崎市川崎区宮本町1番地

3 公告日

令和8年7月8日（水）

4 事業内容等に関する問合せ先

窓口：川崎市建設緑政局道路河川整備部道路整備課
住所：川崎市川崎区宮本町1番地 川崎市役所 本庁舎17階
電話：044-200-2747
FAX：044-200-7703

5 備考（「条例環境影響評価審査書」とは）

指定開発行為者が作成した条例環境影響評価準備書について、市長は環境の保全の見地から審査し、条例環境影響評価審査書を作成し、指定開発行為者に送付します。

問合せ先

川崎市環境局環境対策部環境評価課 西村

電話 044-200-2152（内線29501）

(写)

京 浜 急 行 大 師 線 連 続 立 体 交 差 事 業
1 期 ② 区 間 鈴 木 町 す り 付 け 部 に 係 る
条 例 環 境 影 響 評 価 審 査 書

令 和 8 年 7 月

川 崎 市

はじめに

京浜急行大師線連続立体交差事業 1期②区間鈴木町すり付け部（以下「指定開発行為」という。）は、川崎市（以下「指定開発行為者」という。）が、鉄道事業者である京浜急行電鉄株式会社の協力を得て、京浜急行大師線の鈴木町駅から川崎大師駅付近の約0.6kmの区域において、連続立体交差（地下化）することによる踏切の除却を行うものである。

指定開発行為者は、川崎市環境影響評価に関する条例に基づき、令和8年3月18日に指定開発行為実施届及び条例環境影響評価準備書（以下「条例準備書」という。）を提出した。

市は、この提出を受けて条例準備書を公告、縦覧したが、市民等からの意見書の提出はなかった。

本条例環境影響評価審査書（以下「条例審査書」という。）は、これらの結果を踏まえ、川崎市環境影響評価に関する条例第24条に基づき、条例準備書の内容を総合的に審査し、作成したものである。

目 次

1	指定開発行為の概要.....	1
2	審査結果.....	3
	(1) 全般的事項.....	3
	(2) 環境影響評価項目に関する事項.....	3
	ア 温室効果ガス.....	3
	イ 大気質.....	3
	ウ 地盤（地下水位、地盤沈下、変状）.....	3
	エ 土壌汚染.....	3
	オ 騒音.....	4
	カ 振動.....	4
	キ 廃棄物等（産業廃棄物）.....	4
	ク 廃棄物等（建設発生土）.....	4
	ケ 景観.....	4
	コ 地域交通（交通安全、交通混雑）.....	4
	(3) 環境配慮項目に関する事項.....	5
3	川崎市環境影響評価に関する条例に基づく手続経過.....	5

1 指定開発行為の概要

(1) 指定開発行為者等

ア 指定開発行為者

名 称：川崎市

代表者：川崎市長 福田 紀彦

住 所：川崎市川崎区宮本町1番地

イ 鉄道事業者

名 称：京浜急行電鉄株式会社

代表者：代表取締役社長 川俣 幸宏

住 所：神奈川県横浜市西区高島一丁目2番8号

(2) 指定開発行為の名称及び種類

名 称：京浜急行大師線連続立体交差事業 1期②区間鈴木町すり付け部

種 類：鉄道若しくは軌道の新設又は線路の改良（第3種行為）

(3) 指定開発行為を実施する区域

位 置：川崎区鈴木町二番地～川崎区大師駅前一丁目

区 域 等：事業区域^{※1} 約0.6km

対象区間^{※2} 約0.5km

※1 事業区域とは、対象区間及び周辺の使用する用地（工所用ヤード、仮道、仮線、仮駅舎等）を含めた範囲をいう。

※2 対象区間とは、川崎市環境影響評価に関する条例における指定開発行為の要件に該当する線路の改良に係る区間をいう。

用 途 地 域：準住居地域、商業地域及び工業地域

(4) 計画の概要

ア 目的

連続立体交差（地下化）することによる踏切の除却

イ 事業概要

項目	内容
事業名	京浜急行大師線連続立体交差事業 1期②区間鈴木町すり付け部
事業区域	鈴木町駅から川崎大師駅付近 約0.6km
除去踏切数	2箇所
地下化する駅数	1駅（川崎大師駅）

ウ 鉄道構造の概要

項目		内容	
一般部	事業区域(L=0.6km)のうち鈴木町駅側	掘割構造	
	事業区域(L=0.6km)のうち川崎大師駅西側及び東側	地下構造	
駅部	駅名	川崎大師駅	
	建築計画	建築面積	約2,000m ²
		延べ面積	約2,550m ²
		構造	鉄骨造
		階数	地上2階
		建物高さ	約13m
		敷地面積	約3,100m ²
		建蔽率	約65%
		容積率	約80%
	駅構造	駅構造形式	地下式
		ホーム形式	相対式
		ホーム長	約110m
		ホーム幅員	約8m~10m
		駅舎の地上高	約13m

※ 相対式ホーム：上下線の線路を挟むように設置された2つの片面ホームのこと。一方、一つのホームの両側を線路が挟むように配置された構造を島式ホームという。

2 審査結果

(1) 全般的事項

本指定開発行為は、連続立体交差（地下化）することによる踏切の除却であり、工事中や供用時における環境上の配慮が求められることから、条例準備書に記載した環境保全のための措置を実施するとともに、本条例審査書の内容を確実に遵守すること。

また、工事着手前に周辺住民等に工事説明等を行い、環境影響に係る低減策、問合せ窓口等について周知すること。

(2) 環境影響評価項目に関する事項

ア 温室効果ガス

本市では、2050年までに市域の温室効果ガス排出量の実質ゼロを目指した施策を推進していることから、更なる再生可能エネルギーの導入に努めるとともに、計画建物等のエネルギー使用量の削減等につながる対策を講ずること。

イ 大気質

計画地及び工事用車両ルートが医療施設、住宅等に近接していること、建設機械の稼働による周辺環境への影響が大きくなると想定される1年間の二酸化窒素の長期将来濃度が、環境保全目標に近いと予測していること、工事が概ね13年と長期間に及ぶことから、条例準備書に記載した環境保全のための措置を徹底すること。

ウ 地盤（地下水位、地盤沈下、変状）

計画地周辺が医療施設、住宅等に近接していることから、条例準備書に記載した環境保全のための措置を徹底し、工事の実施に当たっては、市関係部署と十分協議すること。

エ 土壌汚染

土壌汚染の調査・対策の実施に当たっては、市関係部署と協議すること。

オ 騒音

計画地及び工事用車両ルートが医療施設、住宅等に近接していること、工事が概ね13年と長期間に及ぶことから、条例準備書に記載した環境保全のための措置を徹底するとともに、工事工程、作業時間、工事用車両の運行時間等について、工事着手前に周辺住民等へ周知すること。

カ 振動

計画地及び工事用車両ルートが医療施設、住宅等に近接していること、工事が概ね13年と長期間に及ぶことから、条例準備書に記載した環境保全のための措置を徹底するとともに、工事工程、作業時間、工事用車両の運行時間等について、工事着手前に周辺住民等へ周知すること。

キ 廃棄物等（産業廃棄物）

石綿含有建材等の使用が確認された場合には、条例準備書に記載した環境保全のための措置を徹底すること。

ク 廃棄物等（建設発生土）

処理する建設発生土については、再利用等を含めた処理方法について、その実施内容を市に報告すること。

ケ 景観

建物の形状、外壁の色彩等については、川崎市景観計画を踏まえるとともに、市関係部署と協議すること。

コ 地域交通（交通安全、交通混雑）

計画地及び工事用車両ルートが医療施設、住宅等に近接していること、工事用車両ルートに信号機のない横断歩道があること、工事用車両ルートの一部が通学路に指定されていること、工事が概ね13年と長期間に及ぶことから、工事に当たっては、交通安全対策を最優先するとともに、条例準備書に記載した環境保全のための措置を徹底すること。

また、事前に周辺住民等に対し工事説明等を行い、交通安全対策や工事中の問合せ窓口等について周知すること。

(3) 環境配慮項目に関する事項

条例準備書に記載した「地震時等の災害」、「地球温暖化対策」、「気候変動の影響への適応」及び「資源」の各項目における環境配慮の措置については、その積極的な取組を図るとともに、具体的な実施の内容について市に報告すること。

3 川崎市環境影響評価に関する条例に基づく手続経過

令和8年	3月18日	指定開発行為実施届の受理及び条例準備書の受領
	3月27日	条例準備書公告、縦覧開始
	5月11日	条例準備書縦覧終了、意見書の締切 意見書の提出 なし
	7月8日	条例審査書公告、指定開発行為者宛て送付